

# ☆領土問題はソフトパワーで解決を

尖閣諸島問題などに平和憲法は何を示唆するか

## 「尖閣問題」日中両政府の主張を整理する

◆まず、日本は「尖閣諸島には、領土問題は存在しない」と主張しています。これは翻訳すると「この島はもともと日本の領土だから、話し合う余地はない」ということです。

◆一方、中国も同じです。「この島はもともと中国の領土だから話し合う余地はない」と言っています。双方ともそれなりの根拠を持っています。

## 今まで双方とも「棚上げ」で来たのに・・・

◆一九七二年、日中が国交正常化した時、周恩来首相と田中首相は、尖閣問題については「棚上げ」にし、この問題にはお互い触れないことにしようということにしました。その後、一九七八年に鄧小平もこれを追認しました。

◆一見曖昧なようですが、これが双方の武力衝突を回避する「知恵」だったのです。そして、今の問題が起きるまで双方このスタンスで来たのでした。

◆日本が国有化に踏み切り、「領土問題は存在しない（＝話し合いの選択肢はない）」と主張したため、「棚上げ」は崩れ去りました。そしていま、あとは武力行使の選択肢しかないようなところに双方が追い込まれています。

## もとの「棚上げ」へ、そして「話し合い」へ

◆まず日本は「領土問題は存在しない」という主張を取り下げて、いったん元の「棚上げ」状態に戻すことを提案します。島に施設を作ったりすることも今は思いとどまるべきでしょう。

◆そして、双方が話し合いのテーブルに着くこと（＝外交）、民間の交流により相互理解を深めることに努力する事です。話し合っただけで、小さな無人島を巡って角突き合わせている事の愚かさに気がつくことでしょう。

## ソフトパワー（＝平和憲法）で解決を

◆武力による解決は最悪の選択です。人命と経済の損失は計り知れません。

◆憲法前文は「自国のことにみに専念して他国を無視してはならない」と言い第九条は「武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と謳っています。このソフトパワーこそ最も賢い人類の知恵であると私たちは考えます。

◆武力ではなく「平和憲法」で解決。これは国際公約です◆

二〇一二年十月十四日(日) 第五四八回憲法を守る平和行進  
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五  
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合